

篠栗町

「町民の命を守るささぐりづくり」条例

～誰も孤立させないまちに～



書家 金澤翔子作

平成 29 年 7 月 3 日「社会を明るくする町づくり講演会」にて
揮毫（クリエイイト篠栗大ホール）

◆「町民の命を守るささぐりづくり」とは◆

人と人との繋がりが薄れつつある現在において、様々な要因を抱え、孤立しがちな生活になっている人や世帯を孤立させることなく、必要な支援等を通して全ての町民がかけがえのない個人として尊重される篠栗町の社会づくりをいいます。（条例第 2 条 定義より）

令和 3 年 7 月

篠 栗 町

篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例

前文

私たちの篠栗町は、弘法大師空海ゆかりの、霊山若杉山の麓、お遍路で知られる「思いやりの町」として江戸時代後期から発展してきました。昔ながらの里山と農村地帯における地域の人々の日頃の営みの中で育まれた絆（きずな）の深さは、永く篠栗町の誇りでした。

近年、全国的に、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な悩みを抱えた人々が、現在の希薄になった人間関係の中で孤立し、救いの声を上げることができないまま、そしてその声を周囲の人たちが拾うことができないまま、尊い命が失われている現状があります。

そうした現象は、都市化や生活様式の変化、核家族化などにより、地域での住民同士の関係性や家族内での繋がりに変化が起きていることが要因の一つになっているといえます。そしてその波は、私たちのまち篠栗町にも広がりつつあります。

そうした今だからこそ、私たちは、昔ながらの篠栗町の良さを思い出し、全世代における孤立化を防止するとともに、孤立する人を町民みんなで支え合い、助け合い、人と人との繋がりを大切にして、共に生きる昔ながらの地域づくりを再構築する必要に迫られています。

この条例は、篠栗町の人を大切にする思いやりの心を保ち続けるために、町行政だけでなく住民、議会はじめ篠栗町に関わる全ての人々が協働して取り組む基本理念と基本原則を明記し、篠栗町に関わるみんなが主体となって町民の命を守るためのまちづくりの実現を目指すものです。

私たちは、篠栗町の全ての住民の命を守るための規範として、ここに「町民の命を守るささぐりづくり」条例を定めます。



(目的)

第1条 この条例は、「町民の命を守るささぐりづくり」に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の役割と責務を定めることにより、みんなが主体となって協働し、もって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すものです。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民の命を守るささぐりづくり 人と人との繋がりが薄れつつある現在において、様々な要因を抱え、孤立しがちな生活になっている人や世帯を孤立させることなく、必要な支援等を通して全ての町民がかけがえのない個人として尊重される篠栗町の社会づくりをいいます。
- (2) 住民 町内に在住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- (3) 活動団体 町内において地縁又は目的によって組織し、公益性のある活動を行う団体をいいます。
- (4) 事業者 町内において営利を目的として事業を行う法人その他の者をいいます。
- (5) 町 町の執行機関をいいます。
- (6) 協働 住民、活動団体、事業者、議会及び町がそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に協力することをいいます。

(この条例の位置付け)

第3条 この条例は、「町民の命を守るささぐりづくり」の基本を定めるものであるから、この条例の趣旨を最大限に尊重して「町民の命を守るささぐりづくり」を進めるとともに、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例との整合を図るものとしします。

(協働の原則)

第4条 「町民の命を守るささぐりづくり」は、住民、活動団体、事業者、議会及び町がそれぞれの役割と責務を認識し、協働して行うものとします。



(住民の役割と責務)

第5条 住民は、「町民の命を守るささぐりづくり」の主体であることを自覚し、何らかの支援が必要と思われる者を覚知したとき又は自らが支援を必要とするときは、直ちに町にその旨を連絡するよう努めるものとします。

(未成年者の役割と責務)

第6条 18歳未満の未成年者は、次世代の担い手として「町民の命を守るささぐりづくり」に関心を持ち、それぞれの年齢にふさわしい理解と行動をするよう努めるものとします。

(活動団体の役割と責務)

第7条 活動団体は、「町民の命を守るささぐりづくり」の重要な担い手としての役割を認識し、自らが地域や目的のために主体的に活動するとともに、住民や町と協働して「町民の命を守るささぐりづくり」を推進するよう努めるものとします。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、地域社会の一員として、公益的活動の意義を認識し、自発的に「町民の命を守るささぐりづくり」の推進に貢献するよう努めるものとします。

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、議決機関であるとともに町に対する監視機関であることを認識し、「町民の命を守るささぐりづくり」の実現に向け、住民の信託に応え、住民の福祉の増進に努めます。

(町長の役割と責務)

第10条 町長は、町の最高責任者として統率力及び指導力を発揮し、「町民の命を守るささぐりづくり」の実現に向け、必要な施策を推進します。

(町職員の役割と責務)

第11条 町職員は、全体の奉仕者として住民、活動団体、事業者等との信頼関係づくりに努め、「町民の命を守るささぐりづくり」の実現に向け、誠実に職務を遂行します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みんなの役割と責務

住民は、**自ら行動することの重要性を認識することが大切です。**そして、何らかの支援が必要と思われる人がいることに気づいたときや自分自身が支援を必要とするときは、**ためらうことなく、すぐに町に連絡する**ように努めることを求めています。これらの場合、通告・通報を受けた側は通告した者を特定させる情報を漏らしてはならないとされていますし、法律においても支援を求めている人を守るための通告・通報も義務付けられていますので、**通告・通報は躊躇せずに行うことが肝要です。**

大人たちだけが保護的に取り組むというものではありません。命を守る対象は全世代の人たちであり、当然に未成年者を含めた関わりもあります。**未成年者であっても、自身のまわりにいる人たちに関心を持ち、孤立しがちな人たちは身近にいることを理解し、認識した上で行動するよう、そしてそれらが各々の年齢に相応しいレベルで行われるよう努めることを求めています。**

「町民の命を守るささぐりづくり」を行うことの重要性を認識し、**活動団体自身が地域やその目的のために主体的に活動する**とともに、住民や町と互いに連携し合うことに努めることを求めています。それぞれの活動団体単独では限界があってできなかったことも、事案に応じて**様々な活動団体等が協働する**ことで、より発展した支援等が行えるようになることが期待されます。

住民と同様に、事業者についても**地域社会の一員**として、「町民の命を守るささぐりづくり」の推進に協力し、努めていただきたいことを求めています。

町が行う**施策**に対し、「町民の命を守るささぐりづくり」に適した**ものとなっているかを監視し**、町民の代表として期待に応え、住民の福祉の増進に向けた活動に努めることを求めています。

町長は、町の最高責任者として、**自らが先頭に立ち、決意をもって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現に向けて取り組むことを宣言**しているものです。職員は「町民の命を守るささぐりづくり」の実現のため、住民、活動団体、事業者等との関係構築を行い、**誠実に職務を行うことを宣言**しているものです。

住民

事業者

未成年者

町民の命を守る
ささぐりづくり

議会

活動団体

町長
町職員

「町民の命を守るささぐりづくり」のための相談窓口のご案内

～孤立する必要はありません。ひとりで悩まず、相談してください。～



篠栗町 町民の命を守るささぐりづくり

検索

※受付時間や相談内容などに変更があることもあります。詳しくは、各相談機関に問い合わせください。
また、町ホームページにその他の相談窓口を掲載しておりますので、参照ください。

子どもやその家庭における悩み、相談

悩みごと・相談内容	相談窓口	連絡先（電話番号）	開設状況（受付時間等）
子どもやその家庭のこと（全般的なこと） ※妊娠・出産・子育て・発育発達に関する相談 ※妊娠・出産・子育て・発育発達に関する相談 ※発達障がいがあり、療育を受けたい場合 ※就学児に関する場合 ※不登校児に関する場合	こども育成課	092-947-1374	平日8：30～17：00 (祝日・年末年始を除く)
	健康課（オアシス篠栗）	092-947-8888	
	篠栗町子育て世代包括支援センター（オアシス篠栗内）	092-410-3390	
	福祉課 障がい者支援係	092-947-1356	
	学校教育課	092-947-1360	
	篠栗町教育支援センター（不登校）	092-947-3191	
	福岡児童相談所	189 又は092-586-0023	24時間 365日
子どもや保護者が抱える悩みの相談	福岡県 子どもホットライン24	092-641-9999	24時間受付※メール相談可
いじめで困ったり、自分の友人のことで不安や悩みがあったら、一人で悩まず、電話で相談を。	全国 24時間子供SOSダイヤル	0120-078-310	24時間受付

心に関する悩み、相談（気分の落ち込み、不眠、生きるのがつらい など）

悩みごと・相談内容	相談窓口	連絡先（電話番号）	開設状況（受付時間等）
心の健康のこと（全般的なこと）	健康課（オアシス篠栗）	092-947-8888	平日8：30～17：00 (祝日・年末年始を除く)
生きるのがつらい、家族や友人が心配なとき	ふくおか自殺予防ホットライン (福岡県保健医療介護部健康増進課)	①092-592-0783 ②0120-020-767	①24時間365日対応 ②平日16：00～翌日9：00、 土日祝日 24時間 ※SNS相談も可
	自死問題支援者法律相談 (福岡県弁護士会)	092-741-3210	平日9：00～16：00 (祝日・年末年始を除く)
ひとり孤独で困っているとき、様々な悩みや不安に途方に暮れているとき、望みを絶たれどうしたらよいかわからないとき	福岡いのちの電話 (社会福祉法人福岡いのちの電話)	092-741-4343	24時間365日対応 ※メールによる相談もあり
こころの問題でお悩みの方に対する精神科医師による相談	こころの健康相談 (福岡県粕屋保健福祉事務所)	092-939-1185	第1・3木曜日 13：30～15：30（要予約）

健康、介護、障がい者に関する悩み、相談

悩みごと・相談内容	相談窓口	連絡先（電話番号）	開設状況（受付時間等）
健康のこと（全般的なこと）	健康課（オアシス篠栗）	092-947-8888	平日8：30～17：00 (祝日・年末年始を除く)
高齢者の健康や介護の悩み	福祉課 地域包括支援係	092-948-6650	
	福祉課 高齢者支援係	092-947-1347	
障がい者福祉に関すること（全般的なこと）	福祉課 障がい者支援係	092-947-1356	

人権・DV・性暴力等に関する悩み、相談

悩みごと・相談内容	相談窓口	連絡先（電話番号）	開設状況（受付時間等）
人権等に関すること（全般的なこと）	福祉課 福祉係	092-947-1331	平日8：30～17：00 （祝日・年末年始を除く）
人権・DV・性暴力に関する相談	DV相談ナビ （福岡県人権擁護委員連合会）	#8008	平日8：00～17：15 （祝日・年末年始を除く）
	みんなの人権 110番 （福岡県人権擁護委員連合会）	0570-003-110	平日8：30～17：15 （祝日・年末年始を除く）
	子どもの人権 110番 （福岡県人権擁護委員連合会）	0120-007-110	
	女性の人権 ホットライン （福岡県人権擁護委員連合会）	0570-070-810	
	町人権擁護委員による人権相談 （福祉課 福祉係）	092-947-1331	日程は問い合わせください （広報にも掲載あり）
夫婦、家庭等の問題、職場の人間関係、恋人やパートナーのこと、仕事のこと等の悩み相談	福岡県あすばる相談ホットライン	092-584-1266	9：00～17：00 金曜日（祝日を除く）は18時～20時30分も受付 8月13日～15日、年末年始はお休み

その他生活に関わる悩み、相談

悩みごと・相談内容	相談窓口	連絡先（電話番号）	開設状況（受付時間等）
生活保護の申請に関すること	福祉課 福祉係	092-947-1331	平日8：30～17：00 （祝日・年末年始を除く）
	福岡県粕屋保健福祉事務所	092-939-1764	平日8：30～17：00 （祝日・年末年始を除く）
お金の貸付のこと	篠栗町社会福祉協議会	092-947-7581	
悪質商法、多重債務、架空請求など、契約や取引に関するトラブルに関すること	かすや中南部広域消費生活センター	092-936-1594	平日10：30～15：30 （祝日・年末年始を除く）
弁護士・司法書士への相談	心配ごと相談 （篠栗町社会福祉協議会）	092-947-7581	月2回10：00～12：00 （要予約） ※日程は問い合わせください （広報にも掲載あり）



篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例 リーフレット

編集・発行：篠栗町役場総務課

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

TEL：092-947-1112